

大阪広域環境施設組合情報公開審査会規則

平成27年3月30日規則第2号

最終改正：令和元年7月23日

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪広域環境施設組合情報公開条例（平成27年条例第7号）第29条の規定に基づき、大阪広域環境施設組合情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手続について、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、管理者が委嘱する委員3人をもって組織する。

(会長)

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第4条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第6条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年7月23日規則第1号）

この規則は、令和元年10月 1 日から施行する。